

赤ちゃんポストと社会的養護

柏木 恭典

Babyklappe and social care for children

Yasunori KASHIWAGI

Abstract

The purpose of this study is to examine the relation between Babyklappe and social care for children, and to deliberate whether there are relationships between “Project Findelbaby” and public social care. As a result, it became clear that there are a common feature and difference to this problem. The common feature of this project and social care is saving expectant mother and her embryo or children. However, a difference also exists. Babyklappe and Project Findelbaby essentially belong to a private organization for public responsibility. The organization which founded Babyklappe is “Verein” in German. Verein in German is similar to NPO, NGO or Association. In contrast, social child care belongs to public institutions for public responsibility. Now, it is asked who does the responsibility of the social care and support for children.

Key-words

Babyklappe, social care for children, Project Findelbaby, Elternarbeit, Child Consultation Center.

はじめに

本研究は、「赤ちゃんポスト (Babyklappe)」とそれに関わる諸概念を、「社会的養護」の概念と突きあわせることを通じて、両概念の内的な関連を探ることを目指す。つまり、社会的養護の新たなスタイルとして、赤ちゃんポストにかかわる諸概念を語り得るのか、ということを検討する。また、それと同時に、この検討を通じて、強い制度的制約を受ける社会的養護のあり方を問い直し、制度の外部からの新たな社会的養護の可能性を探る。

2000年にドイツで運用開始された赤ちゃんポストだが、この装置は、果たして社会的養護の進展、発展に寄与するものなのだろうか。それとも、現状の社会的養護を混乱させるものに過ぎないのだろうか。これは赤ちゃんとその母親を救済するための新たなシステムだが、「赤ちゃんポストは、無責任な児童遺棄を助長させる悪しきものである」、という批判も既に多くなされており、必ずしも人々にこの試みが快く受け入れられているわけではない。もし、社会的養護が、児童遺棄や児童殺害を

阻止し、母子の安全や自立を支えるための営みであるとするれば、赤ちゃんポストは社会的養護の一つの取り組みであると言える。だが、安易な児童遺棄を助長する装置だとすれば、それは社会的養護における「子どもの最善の利益のために」という理念と相反するものとなる。事実、ドイツにおいても、この赤ちゃんポストの取り組みが児童遺棄の減少に貢献しているわけではない、という指摘もある⁽¹⁾。だが、その一方で、決して少なくない新生児の命がこのシステムによって救われているのも事実である。こうしたことをきちんと見定めるためにも、社会的養護の根底を捉えなおす必要もあるだろう。赤ちゃんポストは、「匿名出産」や「24時間匿名ホットライン」と呼応しており、いずれも「緊急下 (in need/in Not)」の状況に置かれた女性や赤ちゃんを救済することをねらった新たな試みである。こうした一連の取り組みの地平を、社会的養護の文脈の中で捉えるとどうなるのであろうか。また、社会的養護をこの新たな試みから捉え直すといかなる問題が見えてくるのだろうか。

第一節 社会的養護の地平

本章では、社会的養護の概念がどのように使用されているのかということを検証し、赤ちゃんポストの議論とどのように関連し得るのかを考究していくことにする。社会的養護の文脈において、赤ちゃんポストはどのように布置され得るのだろうか。

このことを考えるために、「養護」という概念に注目してみよう。日本語の養護という概念は、主に三つの使用において確認することができる。すなわち、第一に、一般に「保健室の先生」と称される養護教諭である。養護教諭は、生徒の心身の健康に関するケア（手当て等）を行なう専門家であり、生徒一人ひとりの健康、成長、発達にかかわる教諭である。この養護教諭が行っているのが養護という営みである。第二に「児童養護施設」の養護である。親に代わって子どもを育てる、ケアする、庇護する場所、家の代わりとなるような施設。かつては「孤児院」と呼ばれていた施設の名に養護の名が使用されている。第三に、「特別養護老人ホーム」の養護である。65歳以上の高齢者、とりわけ24時間介助が必要な高齢者（寝たきり・認知症の高齢者など）が入居する住まい、生活空間である。

これら三者に共通するものこそが、養護という語が示す具体的な営みと言えよう。では、それらに共通するものとは何だろうか。それは、本来受けもつべき人に代わって、具体的な他者に対して「日々の生活」にかかわる「ケア」を行なうということである。ゆえに、養護とは、本来の担い手に代わって、第三者－養護者等－が生活を支える営みといえるだろう。すなわち、本来いるべき場所（教室や家庭）に、何らかの理由でいられない人が、一時的、暫定的に、別の場所に移り、そこで何らかの支援や援助や治療を受けることである。養護教諭はけがの手当てを行ったり、心の相談に応じたりする。そして、再び子どもたちは教室に戻っていく。児童養護施設は、何らかの理由から家庭内で親と暮らすことのできない子どもが、親と再び生活することが可能になる日まで、ないしは成人を迎えるまで、この施設で生活する場である。特別養護老人ホームは、65歳以上の高齢者で、自宅や自室で自立した生活を行うことが困難な場合に、

その人の家族や親族に代わって、必要な支援を受けながら生活する場である。この場合、医療的な処置も必要となる場合もあるが、基本的には、日々の生活（排泄、入浴、着替え、食事等）の支援を行うこととなる。ここで養護は、一時性、暫定性が低く、長期的で永続的なものとなる。

このように養護という語は様々な場面で用いられているが、社会的養護は、子どもに限定して適用される言葉であり、子どもの生活に関わっている。すなわち、「児童」と呼ばれる0歳からおおよそ18歳（～20歳）までの間、実親等に代わって生活を保障することが社会的養護である。この社会的養護の概念について、櫻井は次のように規定している。

もし、子どもの家庭的な環境が、子どもの生命や安全や健やかな成長を保障できない状況にある時、国や地域は、その子どもを保護し、その子どもにとって必要な援助を行わなければならない。このように公的責任において、子どもの成長を保障することを「社会的養護」といい、社会的養護の実践の場として「児童福祉施設」がある。（櫻井奈津子、『養護内容』、青踏社、2010、p.10）

この定義は、厚生労働省が定義している「社会的養護」とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」とほぼ同義であるが、「公的責任」の担い手が誰なのかを言明していない点で、櫻井と異なっている。また、櫻井自身も、「国や地域」と述べているものの、その具体的な担い手については、ここで明らかにしていない。では、その担い手とは誰か。国、厚生労働省、地方自治体は法に従い社会的養護にかかわる責任を果たすべきであり、家庭への支援をすべきであろう。だが、社会的養護の担い手は、国や地方自治体、各行政機構に制限されるものでもない。中世のヨーロッパにおいては、修道院がその主な担い手であったし、また今日でも世界的には非営利組織・団体がそれを担う場合もある。以上のことから、社会的養護の担い手は誰かということ

が問われねばならない。

また社会的養護では、命や安全や健やかな成長が保障されない環境下にある子ども、保護者に監護させることが適当でない子どもを社会的－地域社会的－に養育する、ということが極めて重要となる。では、いったいどのような環境下にある子どもたちが養護を必要とする子どもたちと見なされるのか。誰がその判断を下すのか。誰にその権限があるのか。社会的養護を捉える上でこの点も無視することはできない。

以上の考察から、二つの問いが浮上する。すなわち、公的責任で、誰が、どのような基準で、子どもの社会的養護の必要性を規定し、それを担うのか、と。

この問いに向かう前に、なぜ「親に代わって」という事態が今日なお生じているのか、ということが問われねばならない。現在の社会的養護の基盤がつくられた敗戦直後であれば、それは問うまでもなかった。敗戦直後の日本には、戦争で親を失くした「戦災孤児」が町中に溢れていた。その数は12万人とも言われている。今日なお、親を亡くした子ども、すなわち遺児は存在するし、親の死亡原因も病気、事故、災害、自殺と多岐にわたっている。2011年3月の東日本大震災後には、今日では聴き慣れない「孤児」という言葉が、一時的に頻繁に使用された。だが、今日においては、敗戦直後のように多くの孤児や遺児がいるわけではない。実親はこの世界に存在している、にもかかわらず、その実親に育ててもらえない、子を育てられない、そうした状況が増大しているのである。

親－ないしは親的存在－が子を育てることは、そもそも近代社会にとっては自明のこととされ、そのことが常

にその社会の前提とされてきた。だが、上の定義にあるように、実親が死亡していたり、行方不明になったりする場合の他、実親が存在しているにも関わらず、我が子の養育を放棄したり断念したりするが増大している。例えば、児童遺棄、児童殺害、嬰兒殺しといったかつてからの問題や、この数十年の間によく問題とされるに至った虐待、夫婦間・親子間のDV（ドメスティック・バイオレンス）、アルコールや薬物使用などの依存症といった現代の問題など、命に関わる問題がいくつも存在する。子どもを取り巻く環境は、各家庭によって異なっており、それが「格差」にもつながっている。また、家族・夫婦関係も一様ではない。婚姻制度があり、また離婚もあり、事実婚があり、再婚がある。事実、年間でおよそ25万組の夫婦が離婚という道を選択しており、夫婦関係を持続することは今や容易なことではない。こうした個々の家族問題の中で、社会的養護が必要な子どもが生じているのである。2012年1月の厚生労働省の発表によれば、実におよそ45000人の子どもが何らかの仕方で社会的養護の対象となっている⁽²⁾。

では、先の問いに戻ろう。実親が子を育てられない場合、または育てることが極めて困難な場合、その実親に代わって公的責任で社会的に子を育てることが、社会的養護ということになる。その中心的役割を担っているのが、児童相談所である⁽³⁾－かつてであれば「地縁血縁的な扶助」がその役割を担っていた⁽⁴⁾－。実親による養育が困難な子どもは、児童相談所（ないしはその一時保護所）を経由して、里親、ファミリーホーム、乳児院や児童養護施設といった各施設に措置されることになる。これとは別に、普通養子縁組・特別養子縁組があるが、数

カテゴリー	里親・施設数	児童数（現員）	世帯数
里親	7669（登録里親数）	3876人	2971
ファミリーホーム	145	497人	
乳児院	129	2963人	
児童養護施設	585	29114人	
母子生活支援施設	261	5951人	3808
自立援助ホーム	82	310人	
小規模グループケア	650		
地域小規模児童養護施設	221		

図1. 社会的養護の現状（2012年1月厚生労働省発表資料⁽⁵⁾に基づいて筆者が作成）

値的にそれほど多くはない。1987年に原則として6歳未満の子のために設けられた特別養子縁組は年間300~400件程度と言われている。では、社会的養護が必要と判断された子どもたちは、どのように児童相談所によって措置されているのか。

このように、様々なかたちで社会的養護の実践が行われ、それぞれの場所に子どもたちは措置される。このデータだけを見ても、それが世界的にどのような特徴をもっているのかは見えてこないだろう。注目すべきは、里親に養育されている児童数と、乳児院・児童養護施設で養育されている児童数の比率である。欧米諸国では、里親・養子縁組が主流となっているが、日本では主に施設養護が中心となっている点で異なっている⁶⁾。特にキリスト教文化圏という背景をもつ国では、他人の子どもを育てることに日本ほど抵抗がなく、生まれの家ではない家庭で里親や養父母によって育てられることになる。逆に、日本では、地縁・血縁関係が重視されており、全くの他人が子を育てることに抵抗感を示す人が少なくない(と誰かによって推測される)。ゆえに、この点については欧米諸国からの批判の対象ともなっている。世界水準において日本の社会的養護が里親による養護に比べてはるかに高い割合を示している⁷⁾。だが、そう単純に言い切れるものなのだろうか。事実、登録里親数は7669に至っている—潜在数はもっと多いだろう—。にもかかわらず、実際の世帯数は2971世帯と多くない。ゆえに、里親や養父母を望む人が日本に少ないのではなく、誰がどのようにして誰に社会的養護を託すか(措置するか)という社会的養護のシステム全体の問題でもあるのである。ただし、この現状のシステムの変化の兆しは確認できる。この10年の間に、里親やファミリーホームへの委託件数はほぼ倍増しており、1999年の時点で2122人だった委託児童数は、2010年には4373人に増えている。また、施設の小規模化も徐々に進んでいる。社会的養護の研究者たちは、施設中心に偏る日本の社会的養護体系を厳しく批判し、いわゆる「家庭」に一番近い状態で養護されるシステムの可能性を探っている。

第二節 親業としての社会的養護と新たな方向性

では、社会的養護は実際にどのような営みののだろうか。社会的養護を担う場においては、食事、調理、洗濯、掃除、愛着(アタッチメント)、日常会話(そして、それによる言語の獲得)など、広く子どもの衣食住、そして発育・発達にかかわる全般的な親的支援が求められる。つまり、「親業(Elternarbeit)」こそ、社会的養護の実践の中核にあると言えよう⁸⁾。親業は、基本的に再生産労働であり、シャドウワークであり、アンパイドワークであり、「自分の感情を制御し、相手の感情に合わせて対応することで、対価を得る」感情労働であり⁹⁾、成果、効率、能力、技術といった諸概念にはなじまない性質をもつ—ゆえに、養護者のバーンアウトや休職・離職といった問題も深刻な世界である—。

社会的養護の担い手は、この親業が問われることになる。特に、どのような環境下において正しく親業が為されるのか、ということが問われよう。現状に即して言えば、乳児院や児童養護施設において親業はどの程度まで可能なのか、と。親業が可能となる条件とは一体何なのか。それは、社会的養護の世界だけの問題ではなく、親業=養護がますます深刻化している現代社会の問題でもある。今日の社会では、親になり、その親業を全うすることは決して容易ではない。親が子に果たさねばならぬものとは、親の責任とは、親の使命とは、親の義務とは、親の存在意義とは何なのか。上に述べたとおり、親業はその価値が貨幣的価値とならないシャドウワークであり、非生産的で、物質的豊かさには直結しない感情労働である。それゆえに、産業社会の論理とは別の論理で成り立っており、別の価値をもっている。産業社会を生きるわれわれもその価値を見誤っている可能性が高い。家庭や地域が親業の価値を認めなければ、その負担は国=制度に委ねられざるを得ない。当然ながら、その負担は国や地方自治体の財政に委ねられることになる。

日本においては、保育士資格を有した保育者らが、社会的養護の現場で子どもの養護を日々行なっている。児童養護における保育士の任務は、親に代わって実質的なあらゆる親業を担うことである。だが、孤児や遺児のみ

ならず、被虐待児が増大する今日、親の代わりを保育者が十全に果たすことは、極めて困難なことであろう。ゆえに、後に述べる「SOS子どもの村 (SOS-Kinderdorf)」では、保育士よりもはるかに高額な給与が支給される養護者がその担い手となっている。また、施設養護では、どれほど心を込めて子を養育しようと思っても、同じような境遇の子どもと共にいるので、一日中その子のためだけにいることはできない。親のように子どもに専心し、愛することは極めて難しく、実親や里親のように親密で親しい間柄－愛着関係－を築くだけの時間もゆとりもない。長時間にわたる過酷な労働ゆえに、離職者数も多く、一人の子どもを永続的・持続的に特定の他者が養育し続けることは極めて困難である。ゆえに、社会的養護の理論的用語となっている「パーマネンシー (Permanency)」という概念が強調されるのである。パーマネンシーとは、持続的、永続的に具体的な関係を共に生きる養護者を一人ひとりの子どもに保障しよう、とする考えである。具体的には、「里親や養子縁組による永続的ケア」を推進するためのスローガンである⁽¹⁰⁾。

こうした養護の難問や矛盾を乗り越えようと、SOS子どもの村という国際的な児童福祉団体の動きが活性化している。このSOS子どもの村は、1949年にオーストリアのイムストという小さな村に誕生した施設である。創設者はヘルマン・グマイナー (Hermann Gmeiner) であり、当時医大生であった。彼が創設したSOS子どもの村は、金子によれば、既に世界133カ国、500の村で事業を展開しており⁽¹¹⁾、従来の国や地方自治体による社会的養護の枠を超える民間の共同体的非政府組織となっている⁽¹²⁾。「すべての子どもに愛ある家庭を (Jedem Kind ein liebevolles Zuhause)」がこの団体のモットーである。グマイナーの思想的背景にあるのが、ペスタロッチの教育学であり、子ども中心の教育的地平のなかで、この取り組みが生まれたということは注目すべきことであろう⁽¹³⁾。

この民間団体は、実母の役割を担う「ムッター (Mutter)」という有資格者を育成し、可能な限り家庭に近い状況を実現しようとしている。昨年筆者が行った聴き取り調査によれば、「ファーター (Vater)」も数名

(2011年2月の時点では一名のみ) 生まれつつある。ムッター・ファーター養成のための私立の専門学校もこの団体によって設置されている。

このように社会的養護の在り方全体が見なおされる中、日本でも小規模のグループホーム型の養護施設は確かに増えている。だが、社会的養護そのものの前提を問う以前の段階に留まっている。すなわち、公的責任で社会的に誰が、どのような基準で、いかに子どもを養育するのかということとは問われていない。親業という視点からこの問題に答える上で重要なことは、「親に代わり、実親ではない人間が他人の子どもを我が子のように愛し、育てることはいかにして可能なのか」ということであり、それが可能ならば、「どの時期まで、誰によって、それは可能なのか」ということであり、「親による養育が困難な場合、どのような環境の下で育てられることが、最も望ましいのか」、ということである。これらの問いに一義的で明快な解答はないだろう。現代の家族形態は、実に様々である。子どもが育つ望ましい環境を一定の基準で語ることは難しい。だが、その一定の基準を問わなければ、社会的養護の在り方そのものを問いなおすことはできないはずである。

第三節 社会的養護と緊急下の女性

既に述べたとおり、社会的養護は、子どもの生命、安全、成長を、親に代わって国や社会が公的に保障することを目指している。その際、具体的には、あらゆる親業を担うことが求められているが、日本では、その担い手の決定が児童相談所等に委ねられており、措置を経て、乳児院や児童養護施設といった施設養護に全面的に委ねられている。ゆえに、パーマネンシーが保障されておらず、親業の根幹である「いつでもそばに特定の大人がいる」という条件が満たされない場合が多い。こうした現状に厳しい批判の声もある。津崎は、日本の社会的養護の現状を厳しく批判し、次のように述べている。「…主に民間児童施設経営者、職員研究運動組織、児童相談所、福祉系教育機関など、要保護児童の社会的養護委託に関わる大人の既得権益擁護と利益誘導を、理念と専門性とコミットメントなき中央・地方官僚が利用し、大人の既

得権益保護から脱却してこなかった（ただし大人には以上のほか、中央・地方の政治家、実習で施設へ学生を送る大学教員・研究者も含まれる！）」¹⁴⁾。そして、彼は、例えば児童養護施設で育った当事者たちの声、そしてその当事者が集まるグループに注目し、「社会的養護の当事者活動」に可能性を見出している－が、筆者自身はこの当事者活動とは別の場所に可能性を見出そうとしている－。

現状においては、子どもが産まれた後、母親が何らかの理由で我が子を育てられない場合、児童福祉法第十二条に基づき、各都道府県によって設置された児童相談所を経由して、各児童福祉施設等に措置されることになる。また、その母親が今後我が子を養育することが不可能な場合、我が子を特別養子縁組に出すこともあり得るが、世界的な基準ではこの養子縁組制度はまだ十全に機能しているとは言い難い。このように日本の社会的養護の意思決定は、児童相談所に集中しており、それ以外の道は極めて限られている。だが、社会的養護は、児童相談所のような公的機関がその窓口となっていることが多く、それが、本論のもう一つの主題である「赤ちゃんポスト」の問題と深く関連するのである。

子の出産や養育の問題を抱える実親の一部には、こうした公的機関に相談できない、相談することを望まない人がいる。あらゆる子どもの問題に対応する児童相談所に相談できないとはどういったことなのだろうか。このことを問うために、「児童相談所に自身の子どものことで相談するための条件」について論じていこう。

子の出産、育児、養育のことで相談し支援を受けるための根本的な条件とは何か。第一に、母親が無事に出産することができる、あるいは無事に出産しているということである。これは自明のことと思われるが、その限りではない。社会的養護が可能となるためには、無事に出産がなされねばならない。出産直後の児童遺棄や児童殺害の場合、その新生児は、出産中ないしは出産直後に命の危機に直面する。無事に出産し保護された新生児だけが社会的養護の道を歩むことができる。新生児を遺棄したり殺害したりしてしまう母親は、社会的養護の前段階で、「犯罪者」となってしまうのである。第二に、実親

がなんらかの正当な理由があり、それを自覚していることである。例えば、精神疾患、非嫡出子、経済的貧困、その他の理由が実親にあるということがその前提となる。だが、何らかの理由から児童相談所や医療機関等に行けない親は様々な問題を抱えているものの、自分が支援の対象であるということに無自覚である場合が多い。そして第三に、親が実名で公的機関に相談できるということである。児童相談所に相談するためには、自身が住んでいる地域が明らかでなければならない。相談者（社会的養護を求める実親等）は、自分の住所に該当する児童相談所に赴かねばならない。例えば、望まない妊娠に悩む女性が児童相談所に問い合わせると、住所を聞かれ、その住所からどの児童相談所に行くべきかが提示される。本人が誰かということを知られたくない母親・妊婦はこの時点で児童相談所には行くことができない¹⁵⁾。また、それ以前に、「相談する」ということ自体が大きなハードルとなることも多く、児童遺棄や児童殺害を行う親の多くが、誰にもどの機関にも相談できていない－友人、知人にさえ語らない場合も多い。

日本の社会的養護の場合、第一の条件がすべての前提となっている。無事に出産することのできない妊婦は現行の社会的養護の想定外の場に置かれている。出産はすべての妊婦に保障されているわけではない。自分の妊娠を隠し、出産直前になってパニックになる妊婦もたしかに存在する。また第二の条件は、緊急下の状況には対応できないことを窺わせる。そして、第三の条件である実名で相談できるという条件を満たせない者は「公的支援」を受けることができない。児童遺棄、児童殺害は、今日でも頻繁とはいわないまでも一定の頻度で起こっている。児童遺棄、児童殺害の「加害者」は、何の支援も受けることなく、誰にも相談できずに、またその多くが医療機関の外部で一人孤独に出産した母親である。彼女たちは、加害者でありながら、同時に最も支援を必要とする「緊急下の女性 (Frauen in Not)」である。この緊急下の女性という概念は、赤ちゃんポスト研究においてその中核となるものであり、社会的養護が可能となる条件である「安全に出産できる」ということを実現する上での基幹概念となる。緊急下の女性は、上にみた諸条

件を満たせない－満たせなかった－人たちである。もし上の条件が満たされていたならば、彼女たちは、加害者になることなく、社会的養護の支援を受けることが可能だったであろう。少なくとも「社会的養護の対象者」と成り得たはずである。この点にこそ、まさに赤ちゃんポストと社会的養護の連関が示されるのである。赤ちゃんポストはそれ自体単独で存在しているわけではない。社会的養護との連関の中で理解されねばならないものであり、また、緊急下の女性の支援という文脈から理解されねばならないのである。

この緊急下の女性の救済の可能性を探るべく、ドイツで1999年から2000年に開始されたのが、青少年支援を行う非営利団体SterniParkによる「捨て子プロジェクト (Das Projekt Findelbaby)」だった。このプロジェクトは、①匿名出産、②匿名の預け入れ、③個別の引き渡し、④母子生活支援という主に4つのねらいをもった大がかりなプロジェクトである。出産前の救済、出産直前の救済、出産直後の救済、出産後の救済、細かく見て、妊婦の置かれている時期・状況に合わせた支援をしようとねらったのが、この捨て子プロジェクトであった。その中に含まれていたのが赤ちゃんポストだった－この点の無理解や誤解が、日本における赤ちゃんポストの受容の大きな弊害となったと思われる－。

赤ちゃんポストを論じる前に、ここで確認しておきたいのは、出産前から出産直後の母親の救済や支援は、社会的養護の必要性が生じる前段階にあるもので、現存する社会的養護に先立つものであるという認識である。本来最も愛すべき我が子を安全に産めない女性、その我が子を養育できない女性、どうしてよいのか分からずに一人で問題を抱える女性、そうした苦しみの渦中にある女性を見出し、安心して安全に出産してもらうこと、そして、出産後に安全に乳児を保護し、母子双方の命を守ることは、その後の社会的養護を可能にするための絶対条件であり、またたとえそうした女性たちがマイノリティーの存在であるにせよ、現行の母子支援政策の在り方を揺さぶる重要な試金石となるはずである。緊急下の女性が、安心して、誰にも自身の出産が知られずに、分娩することができたならば、その女性は救われるし、ま

たその女性の赤ちゃんも遺棄されず、殺されずにすむはずである。そして、母親は加害者にも遺棄者にもなることなく、支援の対象者となる。こうした支援体系が存在しないからこそ、殺人者や遺棄者となる女性が後を絶たないと思えることは、決して乱暴な妄想ではないはずである。

では、なぜこうした緊急事態に陥るまで、その女性は誰にも相談せず、どの機関にも申し出ないのだろうか。中絶もせず、出産までの間に問題を解決できなかった緊急下の女性の抱える問題とはいかなる問題なのだろうか。なぜ、殺害や遺棄に至るまでに、追いつめられてしまうのだろうか。それは、どんな女性にも起こり得ることなのか、そうでないのか。赤ちゃんポストの是非を問う前に、この緊急下の女性についてきちんと理解しておく必要があるだろう。

第四節 緊急下の女性の背景にあるもの

緊急下の女性とは、いったいどのような女性たちなのだろうか。こうした女性の素性を明らかにすることは容易ではなく、限られた知見を基に推論するしかない。本章では、その限られた知見や事例から、緊急下の女性を描くことを試みる。

まず、確認しておきたいことは、彼女たちの学歴についてだが、これまでのところそうした研究は皆無であり、児童遺棄、児童殺害の個々の事例に基づいて考察していくしかない－これは筆者の今後の課題とする－。ここで参考となるのが、ある三県において実施された「一時保護児童の母親の学歴」に関する調査である。この調査では、児童相談所に保護された子どもの親のほとんどが中学卒業か高校卒業だという結果が示されている－この調査結果を主に提示しているのが、児童相談所職員でありソーシャルワーカーである山野良一である－。これによると、児童相談所に保護された母親の91%が中学卒業かないしは高校卒業となっており、専門学校卒が6%で、短大・大学卒が4%となっている⁽¹⁶⁾。このデータをそのまま全国区に適用することはできないが、学歴の低い女性の子どもが児童相談所に保護され、社会的養護の対象となっているという実態は推測できよう。この推測

から見えてくる女性の苦悩や悲劇をわれわれはどのように考えたらいのだろうか。学歴の低さゆえに、我が子の出産や育児に行きづまるとしたら、このことが児童遺棄や殺害に繋がるのだろうか。すべての女性が高等教育を受ければ解消されるような問題なのだろうか。母親の学歴から社会的養護の問題を論じることの正当性はあるのか。概して学歴はその人間の親の所得や学力や文化と大きくかかわっており、このことを示す概念として文化的再生産やペアレントクラシーといったものがある。このことから、緊急下の女性においても、その親から相続される知的文化が問題とされるべきであって、その彼女たちの学歴の低さが問題なのではないと思われる。生まれによって子の学歴や知性が規定されると言い切ることにはできないが、親からの影響は計り知れない。離婚にせよ、虐待にせよ、貧困にせよ、いずれも親から子に受け継がれてしまうという事態は決して驚くことではなく、各方面での研究で明らかにされているところである⁽¹⁷⁾。同様に、緊急下の女性においても、その彼女たちの親自身の成育歴に問題があったというケースもあり、その女性の現在の家庭に問題があったという報告もある。

これに関連して考えねばならないのが緊急下の女性の貧困であろう。彼女たちの多くが生活困窮下にある場合が多い。相手の男性の収入が極めて低い場合もあれば、就労していない場合もある。また、離婚している場合もあれば、そもそも結婚していない未婚女性の場合もある。いずれの場合にせよ、金銭面での問題が緊急下の女性を追いつめているという見立ては大きく外れてはいないだろう。アメリカの児童虐待による殺人と貧困の関連を示すデータもある⁽¹⁸⁾。ただし、この貧困ゆえに誰にも相談できない、児童相談所に実名で相談できないと単純に結論づけることもできないだろう。

以上の考察を前提とするならば、こうした女性たちを、「努力が足りない」、「我がまま」、「勝手」、「愚か」、「無責任」と罵り、非難することは正当なことなのだろうか。赤ちゃんポストが熊本に設置された際に、「赤ちゃんポストは無責任な親による児童遺棄を助長する」と批判されたが、その批判はこうした罵りと紙一重である。緊急下の女性は、自らが批判の対象となることを

既に知っており、それを恐れて実名で相談することを拒んでいるのである。そう考えると、SterniParkが、捨て子プロジェクトを開始し、激しい批判の中で赤ちゃんポストを設置した理由がはっきりと浮かび上がってくる。SterniParkがこのプロジェクトを始めたのは、ドイツ国内にある差別や偏見と対峙するためであり、かつての悲劇（アウシュヴィッツ）を二度と繰り返させないためであった⁽¹⁹⁾。緊急下の女性は、紛れもなく見えない差別や偏見に苦しんでいる存在である。単に学歴が低いというだけではなく、学歴の低さゆえに被差別意識を抱き、実際に様々な点で偏見の目にさらされていると感じているのである。ゆえに、地域社会に自らの声を叫ぶことができない。彼女たちは、そうした背景の中で、妊娠や出産の道を歩むことになる。彼女たちの場合、深く語る友がおらず、信頼できる大人が傍におらず、孤立状態にある。また、限られた人間関係—とりわけアルバイトを含む職場関係や限られた特殊な人間集団等—しか生きていないために、児童相談所を中心とする相談機関を知らない。あるいは、知っていたとしても、不信を抱き、嫌悪するのである—虐待の通報を受けて訪問する児童相談所職員に対する親の嫌悪の目を想像せよ—。また、欧州の場合、外国人女性が緊急下の女性に陥りやすく、差別や偏見と密接に関連している。それに加え、中絶、墮胎を思想的・宗教的に禁止する文化圏も存在しており、もしレイプ等によって妊娠したとしたり、当の妊婦は行き場を失うだろう—家族を頼ることもできずに。

第五節 赤ちゃんポストの使用方法

前章で論じた緊急下の女性を匿名のまま支援しようと試みたのが、捨て子プロジェクトである。赤ちゃんポスト設置の背景には、社会的養護制度では支えきれない緊急下の女性の存在があり、こうした女性とその子を守るという理念があった。では、実際にどのように赤ちゃんポストは使用されているのだろうか。赤ちゃんポストがどのような仕組みで、どのようにして緊急下の女性を救済、支援しようとしているのか。また、その救済、支援は、社会的養護に対していかなる視座を与え得るのか。本章では、筆者自身が実際に訪問し、インタビュー調

査を行ったハンブルクとウィーンの赤ちゃんポストを元に、可能な限り具体的に赤ちゃんポストの使用法を描写したい。

赤ちゃんポストは、おおむね、何らかの施設に隣接して設置されている。例えば、幼稚園・保育園、医療機関、妊婦葛藤相談所 (Schwangerschafts (konflikt) beratungsstellen)、母子支援生活施設 (Mutter-Kind-Einrichtung)、児童養護施設 (Kinderheim)、薬局、その他公共機関等に設置されている⁽²⁰⁾。基本的には、24時間、常に誰かが働いている場所であることが設置の前提条件となっており、赤ちゃんポスト自体が常設の支援機関ではない。そうした常設の支援機関の「補完 (Ergänzung)」が目的である⁽²¹⁾。

赤ちゃんポストは、主に人目につかない場所に設置されている。入口も、正面ではなく裏口や別の場所に用意されている。木や植物の陰になっている場所が主な設置場所である。これは、緊急下の女性への配慮を示す一つの戦略と考えてよいだろう。「知られたくない」、「ばれたくない」、「見られたくない」という彼女たちの不安に配慮している。その際、彼女たちの「匿名性 (Anonymität)」を守るといった言い回しで、赤ちゃんポスト設置者たちはこうした配慮の必要性を訴えている。この匿名性をめぐって激しい議論が交わされたが、彼らはこの匿名性を撤回することはなかった。ドイツにおいても、日本においても、また他の諸国においても、匿名性は赤ちゃんポストの実際の使用において欠かすことのできない重要な主要概念となっている—また、この点において、現状の公的支援体制では為し得なかった戦略が可能となるのである—。

出産直後から数カ月の新生児、乳児等を抱えた女性は、赤ちゃんポストと命名された電子レンジ型の箱の蓋をあける。この蓋のことをドイツ語で「Klappe」と呼ぶ。この語は、赤ちゃんポストの「ポスト」にあたる言葉だが、この語にポストというニュアンスは全くない—Babyklappeの日本語訳の問題は別の機会に論じることにする—。一般的には、開閉式の扉のことをKlappeと呼ぶのである。このKlappeという語は、ハンブルク地方の方言で他の地域の人間には若干の違和感があると、ウィーン市立ヴィルヘルミーネンシュピタール

(Wilhelminenspital) 内の赤ちゃんポスト設置者であり医師であるアンドレアス・リシュカ (Andreas Lischka) は語る⁽²²⁾。

このKlappeをパタンと開くと (klappen)、そこには、「母への手紙 (Brief an die Mutter)」と「朱肉」が置いてある。この母への手紙には、母親に対するメッセージと赤ちゃんポストの説明が書かれてある。基本的には、「あなたの行為を肯定します」という内容が書かれてあり、赤ちゃんに関するあらゆる情報を残すことを呼びかけている。例えば、SterniParkの手紙には、「あなたにとって、赤ちゃんポストに赤ちゃんを預けることは、きっと重い決断だったと思います」と明記しており、「そのことを私たちは分かっています」と受け止めている⁽²³⁾。まずは、緊急下の女性に対して全面的に肯定するのである。そして、この手紙と共に置かれている朱肉は、赤ちゃんの指紋・足紋を母への手紙の表紙の枠に押すためのものである。これは赤ちゃんと母親を一致させるための重要な痕跡である。赤ちゃんポストは、基本的に、「母親は困難を乗り越えて戻ってくる」という信念に基づいて設置されているので、母への手紙に押される指紋・足紋は、母と子を再びつなぎ合わせる上で極めて重要である。SterniParkの母への手紙の表紙の下方には、四角い枠があり、その隣に、「あなたの子どもの指紋あるいは足紋を朱肉で残しませんか?」と書かれてある。これは、緊急下にある女性が一度赤ちゃんから離れ、自身で状況を改善し、再び我が子を引き取りにくるという希望と期待を示している。事実、一度赤ちゃんポストに子を預けた母親の多くが後になって匿名ないしは実名で引き取りに戻ってくる—それは日本においても同様である—。

この母への手紙に指紋・足紋を押した後、母親は、常時37℃に設定されたベッドの上に赤ちゃんを寝かせて置く。このベッドを使用すれば、たとえいかなる状態であっても、赤ちゃんは凍え死ぬことはない。たとえ生まれたての赤ちゃんであっても、無事に保護できるように、システムティックに制御されている。室内にある24時間稼働の監視カメラは、母の方には向けられておらず、子どもだけを撮影している。ただし、このカメラが、

設置組織の内部の人間に通知されるのは、母親が赤ちゃんポストの扉を閉じた後、3分ほど経過した後であり、その間に母親は匿名でその場を立ち去ることができる。設置者側からすれば、児童遺棄や児童殺害を試みようとする母親から子を離し、適切な医療ケアを受け、安全な場所で保護する、ということが目ざされるのである。

赤ちゃんポスト内にあるベッドに寝かせた後、母親は扉を閉める。そうすると、オートロックが作動し、外側からこの扉を開けることができなくなる。母親はもはや躊躇うこともできず、その場を去るしかない。扉を閉めた後に、母親が躊躇うことを回避するのがこのオートロックの役割であろう。また、そうすることで、外の誰かに赤ちゃんが連れ去られる可能性もなくなる。ベッドの置かれている部屋の入り口（設置者用）には鍵がかかっており、内部の関係者だけがその中に入ることが許される。

母親がこの場を去り、そして、3分後、赤ちゃんが赤ちゃんポストに預けられたというシグナル・ベルが該当機関の部屋に鳴り響く。設置している場所で働いている保育士、教諭、医師、看護師、医療従事者ら、現場のスタッフたちは、このシグナルを聴き、赤ちゃんのいるベッドに向かう。彼らはまずその赤ちゃんを保護し、ただちに所轄の医療機関で診察を受けさせる。医療機関内・医療機関の近隣に赤ちゃんポストは設置されているので、すぐに診察が可能となっている。預けられた赤ちゃんの中には、産まれたばかりの新生児もおり、適切な医療処置が施されていない場合もある。人命救助という観点から、その赤ちゃんがいかなる状態にあるのかを正しく把握する必要がある。このように、100%安全な場所であるのが、この赤ちゃんポストであり、匿名のまま母子双方を支援するための装置なのである。

この診察の後、暫定的に里親のもとに預けられる。日本では児童相談所を経由して乳児院というケースが多数だが、ドイツ語圏では、一時的に任意のボランティア里親のもとに預けられる。この里親のもとで8週間程度、赤ちゃんは養育されることになる。これは、母親が自身の問題を解決するための猶予期間であり、各赤ちゃんポストによってその期間は多少違っているが、おおよそ8

週間が目安である。この8週間に、赤ちゃんポスト設置者は、24時間使用可能なホットラインを通じて、母親からの連絡を待つ。当然ながら、何の連絡もなく、8週間後に児童相談所（Jugendamt）を経由して、養子縁組ないしは施設養護に委ねられることもある。

ホットラインに電話があった場合、匿名性を尊重しながら、母親と接触する機会を探る。そして、担当職員数名でその本人と接触する。もし母親が自分自身の問題を解決していれば、赤ちゃんはただちに母親の下に返されることになる。この場合、匿名のままでもよいし、実名を明らかにしてもよい。母親が自分で決められるのである。また、もし母親が自分自身の問題を解決することができないのであれば、その母子の支援を提案する。もちろんあらゆるケースを想定して、ソーシャルワーカーやカウンセラーの力を借りて、母親と赤ちゃんが共に健康に、健全に生活していくための道を探ることになる。赤ちゃんポストの設置主体は、母子生活支援施設に類する施設（母子施設）を併用して運営しているケースも多く、母親が望むならば、この施設に入所することも可能である。匿名であっても入所できるところが、日本の母子生活支援施設と異なる部分であろう。赤ちゃんを保護し母親に返すだけでなく、公的機関を通すことなく母子の自立支援をも促そうとしているのである。

このような一連の手続きを通じて、緊急下の女性と赤ちゃんの保護、救済が行われるのである。これが赤ちゃんポストの実際の使用である。赤ちゃんポストが児童遺棄となり得るのかどうか、という問いもあるが、この内実を踏まえれば、従来の社会的養護とは異なるものの、緊急下の女性と社会的養護をつなぐ新たな補完的な試みであると言えるだろう。赤ちゃんポストは、あくまでも母子の暫定的保護システムであり、母親から赤ちゃんを一時的に預かる装置であり、赤ちゃんの一時保護救済室と言えよう。だが、赤ちゃんポスト設置組織は、母親から一時的に赤ちゃんを預かり里親等に託すだけなので、実際の児童養護実践団体ではなくその媒体でしかない。この媒体性こそが、赤ちゃんポスト実践の大きな特徴と言えるだろう－児童相談所とは本質を異にする媒体である－。

第六節 捨て子プロジェクトの中の赤ちゃんポスト

先述したが、この赤ちゃんポストは、捨て子プロジェクトという大きな枠組の中の一つである。このプロジェクト全体の中で、赤ちゃんポストと同様に重要となるのが、「匿名の預け入れ (Anonyme Abgabe)」と「個別の引き渡し (Persönliche Übergabe)」という二つの概念である。そして、その前提となる匿名性が極めて重要な概念である。

この捨て子プロジェクトの実施において、匿名性という概念は無視することができない。この匿名性が守られることで、緊急下の女性は自らの声を上げることができるようになる。だが、この匿名性こそが赤ちゃんポスト実践において最も批判される点ともなる。匿名で子を捨てられると無責任な児童遺棄が増える、匿名だと親の勝手な判断への責任追及ができなくなるといった批判が、この匿名性に対して向けられる。ドイツ語圏のみならず、日本においても、匿名性は厳しく批判された点だった。それでも、捨て子プロジェクトの担い手たちはこの匿名性を捨てることはなかった。

それは何故か。まず、赤ちゃんポストに子を預けることは児童遺棄ではないという点が挙げられよう。赤ちゃんポストは、ほぼ100%生命が守られる場である以上、ここに預けることは一般に遺棄には該当しない。むしろ、一時的に子を保護する安全な場所であり、特定の母親のための暫定的な預かり機関なのである。それゆえ、このプロジェクトでは、赤ちゃんポストに赤ちゃんを置き去ることを「匿名の預け入れ」と呼び、児童遺棄とは全く異なる行為であることを強調する。

また、赤ちゃんポストに預けられた子は、個別のケースに応じて母親に引き渡すことを前提としており、そのための準備もきちんと整えている。既に前章で見たように、母親は、子を捨てるのではなく、一時的に子を預けるだけであり、預かり期間である8週間以内であれば、いつでも子を連れ戻すことが可能である。これを、「個別の引き渡し」と呼び、入口(赤ちゃんポスト、匿名の預け入れ)に対する出口を用意している点を強調する。この匿名での預け入れと個別での引き渡しという考え方

は、従来の社会的養護の発想からは得られないものであろう。こうした手続きを、行政ではなく、非営利組織である民間の教育団体が始めたということもここで付記しておきたい—なぜそうした非営利組織の教育団体がこうした発想を思いつくにあたったかについては別の機会に論じることにする—。

以上のことから、SterniParkが開始した捨て子プロジェクトは、子を匿名で預かり、そして、母の状況が改善されるのを待ち、連絡が取れ次第、その子を引き渡すという極限の「子育て支援システム」を構築したと言えるだろう。たとえ母親が名乗りでなくとも、児童相談所を経由し、養子縁組や施設に措置されるので、赤ちゃんの安全が保障され、母親も殺人者、加害者になることはない—しかも、児童遺棄をしたわけでもない—。このように匿名で赤ちゃんを預け入れねばならないという事態が、養育困難だということを既に裏付けており、もはや子どもの命を保障しない環境下にあることを示しているのである。8週間、母親を待ったのである。それでも、名乗り出てこないとするならば、その預けられた赤ちゃんは社会的養護の対象となる—ある意味で無傷の—存在なのである。

おわりに—赤ちゃんポストから社会的養護を問いなおす

本論は、社会的養護の現状を捉え、その社会的養護をドイツ発祥の赤ちゃんポスト実践に対峙させることで、両者の違いとその奥に潜む共通点を探ることを試みた。ここで、最後に社会的養護の概念をめぐる問題を挙げておきたい。「もし、子どもの家庭的な環境が、子どもの生命や安全や健やかな成長を保障できない状況にある時、国や地域は、その子どもを保護し、その子どもにとって必要な援助を行わなければならない。このように公的責任において、子どもの成長を保障することを『社会的養護』という、というのが櫻井のいう社会的養護であった。また、「社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」というのが厚

生労働省の定義であった。この両者の概念に赤ちゃんポストを適用させる場合、奇妙なことが起こり得る。すなわち、櫻井の概念に即して考えると、赤ちゃんポストは社会的養護となるものの、社会的養護の実践の場は児童福祉施設と限定されてしまい、そこから赤ちゃんポストは排除されてしまうことになる。だが、厚生労働省の定義に即すると、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこととあり、赤ちゃんポスト（あるいは捨て子プロジェクト）は肯定されることになる。定義上、赤ちゃんポストは社会的養護の実践として規定できるのかどうか極めて不明瞭なのである。さらに不明瞭なのが、誰が社会的養護の担い手なのかという問題である。櫻井の定義によれば、国や地域となっているが、それに従えば、やはり赤ちゃんポストを運営する団体は社会の一部であり、社会的養護の担い手となり得る。しかし、厚生労働省の定義に従うと、公的責任において社会的に養育せよとしか言表されておらず、赤ちゃんポスト設置団体（民間の非営利団体）がその公的責任を担い得るのかどうか不明瞭となる。というよりむしろ、公的支援が国や地方自治体の行政的な支援に限定されるならば、民間団体は公的責任を果たせなくなる。「公的」が指し示ものは何なのか。その責任の担い手は国や地方自治体、児童相談所、家庭児童相談室、または里親・養子縁組、各児童福祉施設でしかないのか。まさに「公」の中身が問われている。

また、社会的養護の問題に赤ちゃんポストを対峙させることで、問われるべき今後の課題も浮かび上がってくる。第一に、例えば児童遺棄や児童殺害の問題で追いつめられるのは主に母親、すなわち女性である。その相手である男性が問題とされることはない。妊娠や出産や子育ては、女性だけに責任が課せられるわけではない。にもかかわらず、男性の側はそのことが問われない。こうした社会的養護に関わる親のジェンダーの問題も挙げられよう。第二に、出産前、出産直後、出産後の緊急下の女性やそのパートナーとどのように関わらべきかが挙げられよう。上述したように、匿名だからこそ、緊急下の女性との接触が可能となる。このことは公的機関の限界をも示していないだろうか。公的機関は概して匿名性

を認めない。住民への支援が条件であり、住民として認められない者はその対象外となる。既存の地域社会が崩れ、地縁血縁による相互扶助が成り立たない中、どこにも相談できず、孤独に追いつめられているのが緊急下の女性とあってよいだろう。このことは公的機関を語る側からも指摘されている。「世間の人々は、…児童相談所に代表される公的機関の活躍を期待するが、残念ながら、現状では事前にこれを予防できるほどの能力を持ち合わせていない」、と山縣は指摘する⁽²⁴⁾。

われわれの生活世界はますます孤立・無縁化していると言われている。そうした傾向を唾棄するために、児童遺棄や児童殺害、さらには虐待等を未然に回避するために、われわれは何をすべきか。誰がそれを担うべきか。赤ちゃんポストが社会的養護に問いかけるのは、まさにこの点であったのではないだろうか。

注

- (1) Mirjam-Beate Singer, *Babyklappe und anonyme Geburt*, Rabenstück. 2008.
- (2) http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/20.pdf (情報取得2012/1/28)
- (3) 児童相談所以外には、保健所、保育所、地域子育て支援センター、福祉事務所、また福祉事務所に任意で設置されている家庭児童相談室などが挙げられる。
- (4) 滝川一廣、子どもはどこで育てられるか、こころの科学137、日本評論社、2008：14.
- (5) (情報取得 2012/1/29)
- (6) この点については、数多くの指摘が存在しており、ここでそれらを網羅することはできない。
- (7) 津崎哲雄、この国の子どもたち、日本加除出版、2009：182.
- (8) Hans Dusolt, *Elternarbeit*, Beltz, 2001.
- (9) 諏訪きぬ監修、保育における感情労働－保育者の専門性を考える視点として、北大路書房、2011：14
- (10) 山縣文治、林浩康編著、社会的養護の現状と近未来、赤石書店、2007：233.
- (11) <http://cv-f.org/sos.html> (情報取得2012/1/28)
- (12) <http://www.integrationsfonds.at/migrationsmanage>

- ment/downloads/masterthesis_wanker-gutmann_082009.pdf (情報取得2012/1/28)
- (13) 山縣文治、林浩康、前掲279-297.
- (14) 津崎、前掲173.
- (15) 山縣文治監修、家庭児童相談室で出会った親子、ミネルヴァ書房、2000. : 93-94.
- (16) 山野良一、無縁社会と子ども虐待、そだちの科学 No.16、日本評論社、p.43.
- (17) 棚瀬一代、離婚と子ども、創元社、2007.
- (18) http://www.jcsw.ac.jp/kenkyu/hokoku/studysw/49_002.pdf (情報取得2012/1/28)
- (19) これについては、拙論文「赤ちゃんポストと教育学」(大東文化大学教育学研究紀要第3号)にて論じた。
- (20) Mirjam-Beate Singer, *Babyklappe und anonyme Geburt*, Rabenstück. 2008.
- (21) Sonja Kuhn, *Babyklappe und anonyme Geburt*, MaroVerlag, 2005 : 123
- (22) 彼とこの病院内にあるBabynestについては、拙論文「『赤ちゃんポスト』とコミュニティ」、『人文科学』第十三号、大東文化大学人文科学研究所、2008. において論じた。
- (23) SterniParkが作成した*Brief an die Mutter*より引用。
- (24) 山縣文治監修、前掲p. i .

